（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第二回	七十一億四千八百九十万円	七十一億千九百四十一万千五百八十八円
〃	第四回	二百二十七億七千八百七十六万円	二百二十六億八千四百八十四万三千九百十六円
〃	第六回	四百四億六千八百万円	四百三億百七万八千三百二十九円
〃	第八回	四百七十二億六千九十三万円	四百七十億六千六百一万九千四百二十六円
〃	第十回	七百二十四億百八十一万円	七百二十一億三百十五万九千二百六十一円
〃	第十二回	三百四十三億六千七百四十一万円	三百四十二億二千五百六十八万二千九百九十五円
合計		二千二百四十四億二千五百八十一万円	二千二百三十五億十九万五千五百十五円

○財務省・農林水産省告示第二十四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十五日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

一中「年一分四厘」を「年一分二厘」に、「年一分五厘五毛」を「年一分三厘五毛」に、「年二分五厘五毛」を「年二分三厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年五厘
八年を超え九年以下	年五厘五毛
九年を超え十年以下	年六厘五毛
十年を超え十一年以下	年七厘五毛
十一年を超え十二年以下	年八厘五毛
十二年を超え十四年以下	年九厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分五毛
十五年を超え十七年以下	年一分一厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分二厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年五厘
八年を超え九年以下	年五厘五毛
九年を超え十年以下	年六厘五毛
十年を超え十一年以下	年七厘五毛
十一年を超え十二年以下	年八厘五毛
十二年を超え十四年以下	年九厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分五毛
十五年を超え十七年以下	年一分一厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分二厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十五号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十五日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・六五パーセント」を「年二・四五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十六号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十五日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・六五パーセント」を「年二・四五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○文化庁告示第四十五号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十二年十月十二日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十二年十月二十五日

文化庁長官　近藤　誠一

特定非営利活動法人耳から聞く図書館

○農林水産省告示第千八百七号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分四厘」を「年一分二厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千八百八号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年五毛」を「年一厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千八百九号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分四厘」を「年一分二厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。